

重要事項説明（園のしおり）



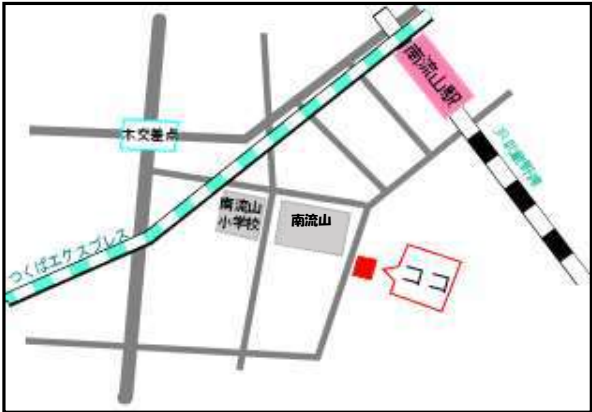
～ 目 次 ～

1. 法人 概要
2. 南流山ちとせ保育園 概要
3. 運営について
4. 保育について
5. 保健（健康管理）について
6. 給食について

1. 法人 概要

法人名	社会福祉法人 ちとせ交友会
住所	東京都千代田区二番町7-5
創業	昭和45年 8月（福祉法人認可：平成9年3月）
電話	03（3222）3255
FAX	03（3222）3251
理事長	山口 哲史
事業内容	★保育園、認定こども園、小規模保育事業の経営 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・放課後児童健全育成事業 ・障がい児通所支援事業 ★保育士養成校 ちとせこども学院の運営
所有施設	岡山、関東（東京、神奈川、千葉、埼玉）、愛知、大阪、福岡で60園を運営
ホームページ	https://www.chitosek.or.jp/ 
基本理念	交友会基本理念 Home —— ここに集い ここに育み そして ここから はばたく 交友会は かけあひ すべての人にとって 心安らぐ場所 Homeでありたい ・ちとせ交友会の基本理念は、～Home～です。 ・ちとせ交友会に関わる全ての子ども、そして保護者の心安らぐHomeとなりますよう、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園運営を目指しています。
保育目標	 生き生きとし、元気に遊べる子 友だちとしっかりと関わり、育ちあう子 自分で考え、行動する子 ちとせ交友会は、行き届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、子ども一人一人を大切に、健康で、明るく、思いやりのある、「自律性」を持った子どもの育成を目指しています。 そして、保護者の信頼を得られ、保護者が安心して働き続けられるように、職員全員が保育者としての自覚を持ち、子どもの育ちの姿を理解した保育を実践し、保護者への子育て支援をまいります。

2. 南流山ちとせ保育園 概要

施設名	南流山ちとせ保育園														
住所	 〒270-0163 千葉県流山市 南流山10丁目24番地の1 【最寄り駅】 JR武蔵野線／つくばエクスプレス 「南流山」駅より徒歩12分														
開設	平成28年4月1日														
電話	04(7157)6002														
FAX	04(7157)6003														
運営主体	社会福祉法人 ちとせ交友会														
事業内容	★認可保育所 ★一時預かり事業 ★地域子育て支援事業														
定員	定員 110名 <table border="1" data-bbox="499 1084 1289 1227"> <tr> <td>0歳児いちご組</td><td>9名</td><td>3歳児もも組</td><td>21名</td></tr> <tr> <td>1歳児あんず組</td><td>18名</td><td>4歳児ぶどう組</td><td>22名</td></tr> <tr> <td>2歳児れもん組</td><td>18名</td><td>5歳児めろん組</td><td>22名</td></tr> </table> ※0歳児は生後57日～			0歳児いちご組	9名	3歳児もも組	21名	1歳児あんず組	18名	4歳児ぶどう組	22名	2歳児れもん組	18名	5歳児めろん組	22名
0歳児いちご組	9名	3歳児もも組	21名												
1歳児あんず組	18名	4歳児ぶどう組	22名												
2歳児れもん組	18名	5歳児めろん組	22名												
開所時間	開所時間		延長保育時間												
	月～金	7:00～20:00	18:01～20:00												
	土曜日	7:00～19:00	18:01～19:00												
ホームページ	https://www.chitosek.or.jp/preschools/minaminagareyama														
職員体制	職名	人数	備考												
	園長	1	常勤												
	主任保育士	1	常勤												
	保育士	13	常勤／非常勤												
	看護師	1	非常勤												
	栄養士・調理員	2	常勤／非常勤												
※上記に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。 また、必要に応じて保育士、調理員、看護師を増員することができる。															

建物概要	1階			構造	木造2階建て		
	2階			延床面積	799.21 m ²		
				0・1歳児保育室	186.10 m ²		
				2歳児以上保育室	298.10 m ²		
		1階			0歳児保育室	1室	77.42 m ²
					1歳児保育室	1室	108.61 m ²
					2歳児保育室	1室	65.21 m ²
					事務室	1室	24.53 m ²
					調理室	1室	28.98 m ²
			医務室	1室	1.65 m ²		
			調乳室	1室	3.31 m ²		
2階			沐浴室	1室	5.38 m ²		
			3歳児保育室	1室	77.63 m ²		
			4歳児保育室	1室	77.63 m ²		
			5歳児保育室	1室	77.63 m ²		
			一時保育室	1室	20.49 m ²		
	他			便所	4室	36.42 m ²	
		廊下、その他		194.25 m ²			
			計	799.14 m ²			
保育時間	☐ 時間型…13時間型（7：00～20：00）						
	☐ 保育時間 標準／短時間の認定は市が決定します。						
		保育時間	延長保育時間				
			月～金	土曜日			
	標準保育時間	7:00～18:00	18:01～20:00	18:01～19:00			
短時間保育時間	8:00～16:00	16:01～20:00	16:01～19:00				
※延長保育は別途延長料金が発生します。							
休園日	☐ 日曜日						
	☐ 祝祭日						
	☐ 年末年始（12月29日～1月3日）						

3. 運営について（事務連絡）

① 園でかかる費用について

園にて発生する料金については以下の通りです。

保育料	・保育料については、保護者の所得に応じて流山市が定めます。 納付書または銀行引き落としで市へ納入してください。 ・3歳以上児につきましては「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育料の徴収はございませんが、給食を直接園に納めていただきます。						
延長保育料 補食代	・標準認定の方は18：01以降、短時間認定の方は16：01以降については延長保育料がかかります。 <table border="1"> <tr> <td>標準</td><td> ☐ 18:01～19:00…300円／時間 ☐ 19:01～ …300円／30分 </td></tr> <tr> <td>短時間</td><td> ☐ 7:00～ 8:00…300円／時間 ☐ 16:01～17:00…300円／時間 ☐ 17:01～ …300円／30分 </td></tr> </table> ・短時間認定の方は、原則的に延長保育の利用は認めておりません。 ・18：30時点で登園しているお子さんには補食を提供しております。（1歳～） ☐ 補食代…100円／回	標準	☐ 18:01～19:00…300円／時間 ☐ 19:01～ …300円／30分	短時間	☐ 7:00～ 8:00…300円／時間 ☐ 16:01～17:00…300円／時間 ☐ 17:01～ …300円／30分		
標準	☐ 18:01～19:00…300円／時間 ☐ 19:01～ …300円／30分						
短時間	☐ 7:00～ 8:00…300円／時間 ☐ 16:01～17:00…300円／時間 ☐ 17:01～ …300円／30分						
英語 レッスン代 （3歳児～）	・3歳児以上からは、保育内にて英語教室を行っております。 <table border="1"> <tr> <td>回数</td><td>40回／年</td></tr> <tr> <td>内容</td><td> ・火曜日実施 ・9：00～11：30の間で行います。 </td></tr> <tr> <td>料金</td><td>2,000円／月</td></tr> </table>	回数	40回／年	内容	・火曜日実施 ・9：00～11：30の間で行います。	料金	2,000円／月
回数	40回／年						
内容	・火曜日実施 ・9：00～11：30の間で行います。						
料金	2,000円／月						
給食費 （3歳児～）	・3歳児以上からは、保育無償化に伴い、各園に給食費を納めることとなっています。 <table border="1"> <tr> <td>料金</td><td>5,700円／月</td></tr> <tr> <td>内訳</td><td> ・主食費…1,200円（60円／食×20日） ・副食費…4,500円（225円／食×20日） </td></tr> <tr> <td>対象</td><td> ・3歳以上児 ・住民税 課税世帯 </td></tr> </table> ・給食費免除制度があります。 （免除対象者については、市の定めによります。）	料金	5,700円／月	内訳	・主食費…1,200円（60円／食×20日） ・副食費…4,500円（225円／食×20日）	対象	・3歳以上児 ・住民税 課税世帯
料金	5,700円／月						
内訳	・主食費…1,200円（60円／食×20日） ・副食費…4,500円（225円／食×20日）						
対象	・3歳以上児 ・住民税 課税世帯						
その他 教材費	・園内で使用する教材は以下の通りです。 <table border="1"> <tr> <td> ・カラー帽子 ・名札 ・おたより袋 ・布団カバー </td><td>入園時購入</td></tr> </table> ☆はさみ ☆粘土 ☆自由画帳 ☆のり ☆粘土板 ☆クレヨン ☆色鉛筆 ☆印は幼児クラスで使用 ・鍵盤ハーモニカ(5歳児で使用) ※料金詳細は別紙参照	・カラー帽子 ・名札 ・おたより袋 ・布団カバー	入園時購入				
・カラー帽子 ・名札 ・おたより袋 ・布団カバー	入園時購入						

② お支払いについて

- 当園では、各種かかった費用は登降園システム「KIDS PLANET」を使ってのお支払いとなります。
※詳細は別紙参照

③ 非常災害時の対応について

- 当園では、別に定める危機管理マニュアル、消防計画に則って対応致します。必要な防災設備を設置するとともに、避難訓練と消火（器）訓練を毎月1回実施します。

□ 避難訓練の種類

- 地震
 - 不審者対応
 - 引き取り訓練（保護者参加）
- 火災
- 水害
- 地震や水害、火災などによる災害のため園内での保育が困難もしくは危険と判断された場合には地域の避難場所に指定されている「南流山第二小学校」まで避難する場合がございます。非常時には一斉メール配信などでお知らせいたしますので、そちらもご確認ください。

【南流山第二小学校】

- 住所：千葉県流山市南流山10丁目2番地の3
- 電話：04（7159）2551

【水害時の避難について】

- 当園の近くには江戸川が流れており、ハザードマップなどでも「浸水想定地域」に指定されています。（浸水争点…5～10メートル）
- 当園では「洪水時の避難確保計画」に基づき、水害時には南流山第二小学校へと避難を致します。
- 避難の判断基準としては、警戒レベル3（高齢者などは避難）の時点で避難に向けて動いていきます。



警戒レベル	避難行動（状況）	避難情報	防災気象情報	園の判断
5	・既に災害が発生している状況	【災害発生情報】	「氾濫発生情報」 「大雨特別警戒」	南流山第二小学校に避難中
4 全員避難	・速やかに危険な場所から避難先に避難しなくてはならない状況	【避難勧告】 【避難指示】 （緊急）	「氾濫危険情報」 「土砂災害警戒情報」 「江戸川氾濫危険情報」	
3 高齢者等は避難	・避難に時間を要する人とその支援者は避難をする状況。 ・要する人…乳幼児	【避難準備・高齢者等避難開始】 （市町村発令）	「氾濫警戒情報」 「洪水警戒」 「江戸川氾濫警戒情報」	南流山第二小学校に避難
2	・避難行動の確保	【洪水注意報】 【大雨注意報】	「江戸川氾濫注意情報」	避難に向けた準備 保護者に発信
1	・災害への警戒	【早期注意情報】		保護者に発信

- 数日以内に大雨による被害などが事前に判断できる場合などには園独自で救援や登園自粛の要請を出す場合もございます。安全を確保するためにご理解とご協力をお願い致します。

災害時にはお子さんたちだけではなく、職員も含めた安全の確保が必要となります。

「数百年に一度の被害・災害」が当たり前になってきた現在、災害が起こる前に安全を確保するためにもご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

《要請を出す場合の判断基準》

☒ 公共の交通機関が計画運休などを出している場合	※ 職員の確保が困難になるため
☒ 県・市などの自治体が休園を要請している場合	※ 市の基準に従って判断します。
☒ 台風や大雨などによる被害が事前に想定される場合	※ 安全にお子さんをお預かりできなくなるため

- ・また、緊急時や避難時などは電話での連絡が困難になる場合がございます。園の電話がつながらない場合、既に避難をしている場合には、下記携帯番号までご連絡下さい（通常時は電源を切っており、つながりません）

① 070-3611-8527 ② 070-3611-8528

④ 個人情報の取り扱いについて

- ・当園では『社会福祉法人ちとせ交友会 個人情報保護規定』に則り園児の個人情報を管理します。
- ・以下の場合にお預かりした個人情報を使用することがございます。
 - ☐ 小学校や他の教育機関との連携が必要な場合（「保育要録」など）
 - ☐ 園内での掲示（下駄箱・ロッカー・制作物などの作品・保育風景の写真など）
 - ☐ 急病やけがなどにより通院が必要な場合
- ・園での行事については、保護者の方に写真やビデオ撮影を認めているものもありますが、不特定多数が閲覧できる媒体（SNSなど）へのアップはご遠慮ください。
- ・保護者の方への販売や卒園アルバム制作を目的として、行事や保育園生活になどの写真やビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出下さい。
 - ☐ 写真販売サービス会社：「はいチーズ！」（千株株式会社）
- ・当法人では、インスタグラムによる地域への情報発信を行っております。写真の掲載に関しては、保護者の方の同意を得た上で使わせていただきますので、掲載の可否の同意書の提出をお願い致します。

⑤ 苦情相談・解決について

- ・当園ではご意見箱を園内に設置しております。お気づきのことやご意見、ご希望などがございましたら、口頭もしくはご意見箱（事務所玄関内）をご利用下さい。
- ・いただいたご意見の内容と園の対応については、掲示板に掲載し、必要に応じて第三者委員も話し合いに立ち合います。

《第三者委員》 藤井 栄一 ・ 糸井 勇 ・ 千代田 晴天
 090-3538-7760 04-7159-5497 04-7159-7258

⑥ 虐待防止のための措置について

- ・保育所が児童の虐待防止、早期発見の重要な役割を担っていることを十分に認識し、虐待が疑われる時は、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえながら関係機関と連携を図り、迅速で適切な対応を行います。

⑦ 送迎について【お願い】

- ・朝夕の送迎は保護者の責任でお願いします。
- ・保育園玄関前や登降園中の大きな声による私語は近隣の方のご迷惑になるのでお止め下さい。
- ・お車、自転車ともに盗難被害に合わないよう貴重品などは必ずお持ち下さい。
 また、車内に下のお子さんなどを置いたままにしないでください。必要があれば職員までお申し出下さい。
- ・送迎時はお子さんから目と手を離さないでください。
 園の前は交通量が多い道路です。飛び出したりして事故に遭われる危険性もありますので、十分ご注意下さい。
- ・保護者以外の方が送迎をされる場合は、事前に園までお知らせください。その際には、その方のお顔とお名前がわかるものを園に提出下さい。
- ・送迎は原則大人の方のみとなります。市では中学生以下の送迎は認めておりません。

【お車での送迎について】

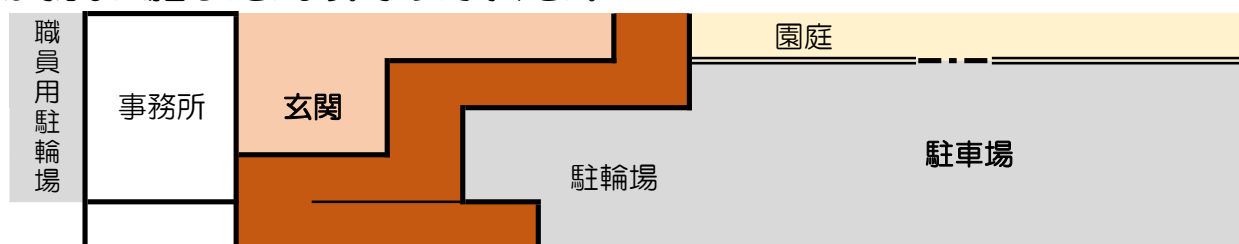
- ☑ 当園には保護者用の駐車場がございますが、数に限りがございます。（8台分）
- ☑ 送迎時はスムーズに入れ替えができるようにして下さい。
特に混雑が予想される時間帯は、園内に長時間の滞在にならないようお願い致します。
- ☑ 園駐車場が混雑していても、園の前や近隣の道路などには止めないようにしてください。
- ☑ 園駐車場で何かトラブル（接触、事故など）が発生した場合には、必ず園にご連絡下さい。

【自転車での送迎について】

- ☑ 送迎用の駐輪場は、園入口付近（園舎北側）にあります。
- ☑ 枠内に整理して駐輪の上、きちんと施錠をしてください。
- ☑ 事務所後方にある駐輪場は職員専用です。ご利用にならないで下さい。

【ベビーカーでの送迎について】

- ☑ ベビーカーは事務所前玄関付近をご利用ください。ただし、園では管理ができませんので、風雪雨時などに対応しない場合もございます。予めご了承下さい。



⑧ 連絡事項について

- ・園での連絡事項については、以下の方法で行っています。
 - 連絡帳による記載（0～2歳児のみ）
 - 配布物（園だより・クラスだより・保健だより・給食だより・その他）
 - ① 紙媒体 ② KIDS PLANETからダウンロード
 - ボードによる活動報告
 - 保育士からの口頭（送迎時・電話連絡）
 - 掲示板（事務所前玄関内）
 - メール配信（KIDS PLANETのシステムを利用）

- ・園に連絡いただきたい情報は以下の通りです。

登降園について		
P L K A I N D E S T	☐ お子さんのお熱（登園前に検温）	☐ お休みの連絡（家庭保育）
	☐ お子さんの体調	☐ 遅刻の連絡
	☐ お迎えの時間	☐ 土曜日保育の申込（月～水の間）
	☐ お迎えの方	☐
電話	☐ お休みの連絡（病欠・通院など）	☐ お迎えの方、時間の変更がある場合

- ・その他、就労状況や転居など、市と関係のあるものについては、市への提出書類がございます。

※表1をご確認下さい。

直接市役所に提出していただいても園に提出していただいても構いませんが、翌月の変更の期日が18日までとなっておりますので、ご注意ください。

⑨ 登降園について

- ・安全に登降園ができますよう、以下のことをお守りください。

☑ 欠席・遅刻連絡を忘れずをお願いします

- ・欠席(家庭保育に限る)及び遅刻（９：００以降の登園）の連絡は９：００までにお願い致します。
- ・体調不良等による欠席の際には電話でのご連絡をお願いいたします。
- ・お子様の安否の確認のため、１０時までに連絡がない場合、園からご連絡を差し上げます。保育を抜けての連絡となり、保育にも影響が出てしまいます。忘れずに連絡をお願い致します。

☑ 玄関の開け閉めについて

- ・当園の通用門はセキュリティのため、自動で鍵がかかるようになっています。
- ・登降園の際には、インターホンで「クラス」「園児名」をお知らせ下さい。その後、職員が解錠しますので中にお入りください。
- ・中に入られましたら必ず門を閉めて施錠されたかご確認下さい。開いたままになっていると、第三者の侵入や園児さんの飛び出しなどの二次災害が起こってしまいます。必ずお守りください。

※表1 市への提出書類一覧

		内容 変更届	就労 証明書	求職活動 申告書	支給認定 変更認定 申請書	その他・備考
就 労	勤務先の変更	○	○		※	※支店の移動なども含む
	勤務先の名称・住所変更	○	○			
	勤務時間・日数の変更	○	○		※	
	勤務先の電話番号変更	○				
	就労から求職中へ変更	○		○	○	
	求職中から就労へ変更	○	○			
家 族 構 成 の 変 更	離婚	○				□戸籍謄本（コピー可）
	婚姻	○				□戸籍謄本（コピー可） □新たに家族になられた方の課税証明書 □新たに家族になられた方の就労証明書
	18歳から64歳の 父母以外の同居人が 増える場合	○				□同居者状況届
	出産予定	○				□出産予定書 □母子手帳のコピー （表紙と出産予定日のページ）
	育児休業取得	○				□育児休業届
そ の 他	自宅の住所（市内） 電話番号の変更	○				※市外に引っ越しの場合、別途手続きが必要
	生活保護受給の開始	○				□生活保護受給証明書
	疾病要件へ変更	○			○	□診断書
	看護・介護要件へ変更	○			○	□介護状況申告書 □介護保険被保険者証のコピー
	就学の要件へ変更	○			○	□在学証明書（学生証のコピーも可） □時間割表
	退所する場合	☒ 退所届 ・退所日は月末とします。 ・退所理由がその他の場合は、余白に理由をご記入下さい。 ・市外へ転出される予定の方で、転出後も継続して在園を希望する場合も退所届をご提出下さい。				

※支給認定変更認定申請書について、保育時間(標準から短時間など)が変更になる場合必要となります。

※お子さんが在園中、申請内容や家族状況に変更があった場合は、必ず期限内に申告いただきますようお願いいたします。

- 原則、毎月18日までに流山市または園に提出をしてください。
- 園経由で提出の際には、お早めにご提出下さい。
- 市へ直接提出の場合、提出書類一式のコピーを園に提出お願いします。

⑩ 緊急時の対応について

- ・園内で以下の場合には、園から直接ご連絡を差し上げます。
 - お子さんの体調面で変化があったとき（発熱、下痢、嘔吐、通院が必要な怪我の場合）
 - 園内での保育が難しいと判断した場合
- ・連絡は、お預かりしている「緊急連絡簿」の優先順位順に連絡を取り、対応を決めさせていただきますので、保育園からの連絡が取れるようにお願いします。連絡がつかない場合には、園の判断で医療機関などを受診させていただく場合があります。

⑪ その他の留意事項

- ・ご利用者の思想、信仰は自由ですが、他のご利用者への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

⑫ 土曜日保育について

- ・土曜日保育は、保護者の方が「就労」の場合のみ利用可能です。保護者の方がお休みであったり、お仕事以外の理由での利用はご遠慮下さい。
- ・育休中の方の利用は原則として利用できません。
- ・お子さんも週6日間保育所に通うことで心身ともに大変疲れてしまいます。土曜日保育を利用される方で、保護者の方が平日にお休みを取られている場合にはお子さんもお休みしてあげてください。
場合によっては、就労状況などを確認させていただく場合もございます。
- ・土曜日は閉園時間が19：00となっています。お間違えのないようにして下さい。
- ・土曜日保育の申請は、その週の月～水となっています。食材の発注、職員の配置調整などの関係上、水曜日までに忘れずに申請してください。万が一、木曜日以降に申請をされた場合、お断りさせていただく場合もあります。

3. 保育について

① 持ち物について

- ・衣類や持ち物には**全て名前をお書き下さい**。その際、良く見えるところに大きくお書きください。
- ・持ち主がわからないものは一定期間掲示した後に処分いたします。また、お子さまの衣類の紛失については、責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・おもちゃや食べ物など、保育に必要なものは園内に持ち込まないようにして下さい。登園時などに使っている場合は、登園後に保護者の方がお持ちかえりください。
(例) キックスケーター、お気に入りのおもちゃ、食べもの など
- ・ヘルメット、抱っこひもなどにつきましては、園内のロッカーに入るものであればそのまま置いておいても構いません。
- ・お金やカードなどの貴重品は園に置いたままにしないようにして下さい。万が一、園内で紛失しても園では責任を負いかねます。

【全園児共通】

布 団 セ ット	☐ ※ 布団カバー★	・布団のサイズは以下のものです。 70×130cm／厚さ3cm程度 ・手作りでも市販のものでも構いません。 園でも販売しております。 ・白い布に名前を大きく書いて縫い付けてください。	
	☐ ※ 掛け布団	・タオルケットなど	
	☐ ※ おねしょマット	・必要なお子さんのみ	
☐ 登園用外靴		・園庭遊びやお散歩などに出かけることがあります。 ・履き慣れた歩きやすい靴でサイズに合ったものをご用意ください。 ・サンダル、ブーツ、長靴などは危険なためお止め下さい。 ・0歳児は歩けるようになってから使用します。	
☐ ※ カラー帽子☆		・園指定。 ・園庭遊びやお散歩など戸外遊びの際に使用します。	
☐ 名札☆		・園指定。 ・保育中のみ使用しますので、園にて保管します。	
☐ おたより袋☆		・園指定。 ・配布物がある際にはこのおたより袋に入れてお持ち帰りいただき、翌日に再びクラスまでお戻し下さい。	
☐ 登園用力バン		・お荷物や配布物を入れるために使用します。 ・0～1歳児…大きめの手提げ袋 ・2～5歳児…リュックサック。お子さんが扱いやすいものをご用意下さい。	

※は週末に持ち帰りいただき、お洗濯をして翌週お持ちください。

☆は入園時に購入頂きます。



0歳児いちご組



1歳児あんず組

◎ 毎日ご用意いただくもの

☐ 手さげバッグ	・わかるところに大きく記名をお願いします。
☐ 連絡帳	・連絡帳を使用してご家庭と情報交換を行います。お忙しいとは存じますが、毎日記入し登園時に記入をしてからお持ちください。
☐ 着替えセット	・以下のものをひとまとめにしてお持ちください。 ☐ 洋服上下1組 ☐ 下着
☐ 食事用エプロン（★）	・3枚程度。 ・ご家庭で使用されている一般的なエプロンを持参下さい。 ・1歳児あんず組は、お子さんが自分自身で着脱しやすいものをご用意下さい。
☐ □拭きウェットシート（★）	
☐ ガーゼ（0歳児のみ）	・ミルクを飲んでいるお子さんのみ。
☐ 汚れもの入れ	・1～2枚。レジ袋やエコバックなど。 ・大きく記名をしてください。
☐ マグ	・保育中に適宜水分補給をします。 ・中身は麦茶か水を入れてください。 ・なくなりましたら園で補充します。
☐ 靴下	・園外に出る際などに使用します。

◎ 園に常備しておくもの

☐ 着替えの予備	・3～4組程度。
☐ 紙おむつ（★）	・7枚程度。おしり側に大きく記名をしてください。
☐ おしり拭き（★）	・外側に記名をしてください。
☐ 食事用エプロンの予備（★）	・1枚以上。
☐ 持ち帰りバッグ	・サイズ…30cm×40cm以上。 大きめのものがお勧めです。 
☐ カラー帽子	・週末に持ち帰り、お洗濯をして翌週お持ち下さい。
☐ 布団カバー・掛け布団	
☐ 避難用置き靴	・1歳児あんず組のみ。
☐ 園外用外靴（0歳児のみ）	・0歳児いちご組のみ。クラスで保管します。
☐ おたより袋	・配布物がある際にはこのおたより袋に入れてお返ししますので、翌日に再びクラスまでお戻し下さい。

～ おむつ・食事用エプロンなどのサブスクについて ～

・当園では、ベビージョブ株式会社の「手ぶら登園サービス」を利用できます。（会社との個人契約）
（★）のものが対象となります。サービス内容は以下の通りです。

	料金	使用商品
おむつ・おしりふき	2,280円/月	ムーニー（S）/マミーポコ（以外）
食事用エプロン・手口ふき	780円/月	



2歳児れもん組

◎ 毎日ご用意いただくもの

☐ リュックサック	・わかるところに大きく記名をお願いします。
☐ 連絡帳	・毎日記入をしてからお持ちください。
☐ 着替えセット	・以下のものをひとまとめにしてお持ちください。 ☐ 洋服上下一着ずつ ☐ 肌着
☐ 紙おむつ／パンツ	・お子さんの様子によって使い分けてゆきます。 ・トイレトレーニングは個別に行ってゆきます。
☐ 食事用エプロン（★）	・1枚（給食時のみ使用します） ・ご家庭で使用されている一般的なエプロンを持参下さい。
☐ 汚れもの入れ	・1～2枚。レジ袋やエコバックなど。 ・大きく記名をしてください。
☐ 水筒	・保育中に適宜水分補給をします。 ・中身は麦茶か水を入れてください。 ・なくなりましたら園で補充します。 ・直のみタイプのものをご用意ください。
☐ 靴下	・園外に出る際などに使用します。

◎ 園に常備しておくもの

☐ 着替えの予備	・2～3組程度。
☐ 紙おむつ（★）	・5枚程度。おしり側に大きく記名をしてください。
☐ おしり拭き	・外側に記名をしてください。
☐ 避難靴	・下記記載の上履きと同様のもの。
☐ 持ち帰りバッグ	・サイズ…30cm×40cm以上。 大きめのものがお勧めです。
☐ カラー帽子	・週末に持ち帰り、お洗濯をして翌週お持ち下さい。
☐ 布団カバー・掛け布団	
☐ おたより袋	・配布物がある際にはこのおたより袋に入れてお返しします。翌日に再びクラスまでお戻し下さい。

◎ れもん組は年度の途中で進級に向けて以下のものをご用意いただくことがございます。

時期がきましたらお知らせを致しますのでご用意をお願いします。

☐ ※ 上履き	・保育室内で使用します。以下のものをご用意ください。 ☐ 底がしっかりとてかかとや甲が覆われているもの ☐ 白を基調としたもの
☐ ※ 上履き袋	・外側に大きく記名をしてください。
☐ コップ	・食後にうがいなどをします。 ・割れにくいものをご用意ください。（陶器・ガラス不可） ・外側に記名をしたきんちゃく袋に入れてお持ちください。 ・毎日お持ち帰りいただき、きれいに翌日お持ち下さい。

※は週末に持ち帰りいただき、お洗濯をして翌週お持ちください。



3歳児もも組



4歳児ぶどう組



5歳児めろん組

◎ 毎日ご用意いただくもの

☐ リュックサック	・就学に向けて背負えるタイプのものを使用します。 ・わかるところに大きく記名をお願いします。
☐ コップ	・食後にうがいを行います。 ・大きく記名をしたきんちゃく袋に入れてお持ちください。 ・コップは割れにくいもの。陶器・ガラス不可。 ・毎日お持ち帰り頂き、きれいにしてお持ち下さい。
☐ 汚れもの入れ	・1～2枚。レジ袋やエコバックなど。 ・大きく記名をしてください。
☐ 水筒	・保育中に適宜水分補給をします。 ・水筒はひも付きのものをご用意ください。 ・中身は麦茶か水を入れてください。 ・なくなりましたら園で補充します。 ・直のみタイプのものをご用意ください。
☐ シール帳	・毎日シール貼りをを行います。

◎ 園に常備しておくもの

☐ 着替えの予備	・3～4組程度。
☐ 紙おむつ	・必要なお子さんのみ。
☐ 持ち帰りバッグ	・サイズ…30cm×40cm以上。大きめのものがお勧めです。
☐ カラー帽子	・週末に持ち帰り、お洗濯をして翌週お持ち下さい。
☐ 布団カバー・掛け布団	
☐ ※ 上履き	・保育室内で使用します。詳細は後述を参照ください。 ・週末にお持ち帰りいただき、きれいにしてから週明けにまたお持ちください。
☐ ※ 上履き袋	・外側に大きく記名をしてください。
☐ おたより袋	・配布物がある際にはこのおたより袋に入れてお返ししますので、翌日に再びクラスまでお戻し下さい。

※ 当園ではパジャマに着替えての午睡はありません。

◎ 幼児クラスでは以下の教材を使用します。ご家庭よりお持ちください。

もも組は時期が来ましたらお声掛けしますので、それまでは必要ありません。

☐ ハサミ★	・お子さんが扱いやすいもの。
☐ クレヨン★	・12色程度。
☐ 自由画帳★	・ロッカーに入る大きさのもの。
☐ のり★	・でんぷんのり
☐ 色鉛筆★	・12色程度。
☐ 水性ペン★	・12色程度。
☐ 粘土★	・油粘土。
☐ 粘土ケース★	
☐ 粘土板★	・型抜きなどがついていないシンプルなもの。
☐ 鍵盤ハーモニカ★	・5歳児のみ使用。

★は園で販売をしています。

② 服装について

・基本的には自由ですが、以下の点をお守りください。

- | | |
|--|---|
| ☐ 動きやすい服装であること | ☐ お子さんに合ったサイズのもの |
| ☐ 運動や活動の妨げにならないもの | ☐ 自分で脱ぎ着がしやすいもの |
| ☐ 遊具などに引っかかるなど危険がないもの | |
| ☐ 夏：吸水性の良いもの / 冬：体温調節ができるもの | |

【服装】

・以下のものは保育や活動に支障が出ますのでお止め下さい。

☐ スカート・チュニック・スカート付きズボン	・遊具に引っかかってしまったりするので危険です。
☐ ひもやフード付きの衣服	・遊具に引っかかってしまったり、引っ張られたりして危険です。
☐ サロペット・オーバーオールなどつなぎの洋服	・運動の妨げになることが多かったり、着替えが困難だったりのため。
☐ 長袖下着	・室内では暖房がついていることと、上に着る衣服で寒暖調節をするため。下着は半袖のものでお願いします。
☐ 半ズボン	・転んだ時にけがをしやすかったり、夏は蚊に刺されやすくなるため。
☐ 飾りのついたもの	・取れた場合に誤飲につながったり、鋭利なものだと危険につながるため。

【髪型】

- ・髪の長いお子さんは、ゴムで髪の毛を留めて登園をしてください。
- ・ゴムはできるだけシンプルな飾りのついていないものを使用してください。
- ・以下のものは危険やトラブルの原因になることもありますのでおやめください。

華美なものや危険につながる物がある等保育に支障が出るものに関しては外させてもらう場合もございます。

☐ 過度な飾りがついているもの	・怪我の原因になったり、トラブルの原因になることもあるため。 ・落としたりと照れてしまった場合に、誤飲の危険性があるため。
☐ ピン	
☐ 切れやすいもの (シリコンゴムなど)	・切れやすいと保育中に紛失してしまったり、その後髪を結べなくなってしまうのでおやめください。

【外靴】

- ・登園時に履いてきた外靴で園庭遊びやお散歩などに出かけます。
- ・以下のものでご用意をお願いいたします。

☐ 履きなれたもの	・靴擦れがおきたり、動きづらかったりするため。
☐ 汚れてもよいもの	・園庭では砂や泥に触れる機会もあるため。
☐ サイズが合っているもの	・脱げてしまったり、きつくて運動の妨げになってしまうため。
☐ 自分で脱ぎ履きがしやすいもの	・紐靴はお子さん自身で結べなかったり、ほどけて転倒の危険性があるためおやめください。

・以下のものは戸外遊びに適していないためおやめください。

どうしても以下の靴で登園される場合は、別途運動靴もお持ちください。

以下の靴しかない場合は、戸外遊びでは避難靴及び上履きで戸外遊びを行います。

☐ 長靴	・登園時に雨でも日中に晴れる場合もございます。長靴で登園される場合は、別途運動靴をご用意ください。
☐ ブーツ	・運動の妨げになってしまうため。
☐ サンドル	・運動の妨げになってしまうため。

【上履き（3歳児～）】

- ・保育室、廊下などでは上履きを履いて生活をしています。
- ・室内での運動遊びや体操教室、運動会の会場（体育館）でも上履きを履いて活動を行います。
- ・また、非常災害時には場合によって上履きを履いて園外に避難する可能性もあります。

従いまして、以下の上履きのご用意をお願い致します。

☐ かかとや甲がおおわれているもの	・災害時などに上履きを履いて避難する可能性があるため。
☐ 底がある程度厚いもの	・災害時などに上履きを履いて避難する可能性があるため。
☐ 白を基調としたもの	・外靴との区別が付きやすくするため。
☐ 自分で脱ぎ履きがしやすいもの	・上履きの脱ぎ履きは園内でも多いです。 ・靴ひもはご遠慮下さい。
☐ 足のサイズに合っているもの	・運動遊びなどを行うこともあるため。



バレシューズはおやめください

【その他（禁止事項）】

- ・保育に直接必要のないことやものはトラブルの原因にもつながりますのでお止め下さい。

- ☐ マニキュアやペディキュアなど
- ☐ お化粧、タトゥーシールなど
- ☐ 指輪、ネックレスなどの装飾物

※ 宗教上の理由などでどうしても必要な場合は、必ず園長に申し出てください。

③ 外部レッスンについて（3歳児～）

- ・3歳以上児からは、以下のレッスンを外部講師を招いて行っています。

【英語教室】

- ・年40回。火曜日実施。
- ・ネイティブの先生に来ていただき、異文化コミュニケーションの一つとして、ゲームや歌などを一緒に楽しめます。
- ・レッスン代として2,000円／月いただいております。
（利用には、同意書にて同意をいただく必要がございます。）
- ・レッスン会社 インターナショナルランゲージハウス（045-431-5346）

【体操教室】

- ・毎月1回。水曜日実施。
- ・運動遊び、運動会の練習などについて指導を行ってもらっています。
- ・レッスン代はかかりません。
- ・レッスン会社 サイタマジュニアスポーツクラブ（049-255-1187）

デイリープログラム 保育園での生活

7:00~	【合同保育】 ・保育室で当番保育士による異年齢保育 	【保護者の方のお仕事】 ☑ KIDS PLANETでの登園処理 ☑ お子さんの保育室で荷物の整理・確認（着替え・荷物） ☑ 布団のシーツかけ（週明けのみ） ☑ 保育場所までお子さんをお連れいただき、「いってきます！」
8:00~9:00	【合同保育】 ・時間帯によって保育場所が異なります。 （乳児クラス）1階 （幼児クラス）2階	
9:00~	【クラス別保育】 ・各クラスに分かれて保育開始	
	乳児クラス（0・1・2歳児）	幼児クラス（3・4・5歳児）
9:30頃	【朝おやつ（牛乳）】	【自由遊び】 ・友達や保育者と関わりながら遊びを楽しむ。
9:45頃	【グループタイム】 ・出席調べ、日付、お天気調べ など ・手遊び、歌、絵本の読み聞かせなどの内容を子どもの様子を民ながら実施します。 ・ 【ビッグブック】 ・年齢に合わせた内容で行います。 	
10:00頃	【主となる活動】 ・保育指導計画（月案・週案等）に沿って、季節の遊びや発達に応じた活動を、友達や保育者と一緒に行います。 ・「自律的な子ども」を育てられるように、法人のカリキュラムに沿った活動を行います。 （集団ゲーム・カードゲーム・ボードゲーム・物と関わる遊び など） ・天気の良い日は日光浴、外気浴、外遊び（園庭・公園など）をします。 ・2歳児までは遊びの中でおむつ替えやトイレトレーニングなどを進めてゆきます。 	
11:00頃	【給食】 ・自園調理の完全給食を提供します。 ・学年ごとに時間は異なります。	
12:00頃~15:00頃	【午睡】 ・学年ごとに時間は異なります。 ・0歳児は1回／5分、1・2歳児は1回／10分、3歳児からは1回／20分午睡チェックをしています。 ・0歳児は保育者のチェックと同時に、センサーでの午睡チェックを行っています。 （使用センサー）るくみー午睡チェック ・5歳児は就学に向けて冬ごろから午睡をなくします。	
15:00頃~	【おやつ】 ・基本的には、手作りおやつを提供しています。 【グループタイム】 ・「今日も一日楽しかったね。明日もまたいっぱい遊ぼうね。」と明日への気持ちづくりも行います。 	
16:00~	【自由遊び】 ・自分で選んだ遊びを楽しむ。順次降園。	【保護者の方のお仕事】 ☑ 保育場所までお子さんをお迎え「お帰りなさい！」 ☑ KIDS PLANETでの降園処理
18:01~20:00	【延長保育】 ・当番保育士による異年齢（合同）保育 ・18:30時点で在園しているお子さんには補食を提供します。	

・0歳児は、基本的に一人一人の生活リズムに合わせて保育園での生活を行います。

【排泄】 子どもの様子を見ながら生活の節目に排泄を行い、清潔を心掛けます。

【着替え】 基本的に1日1回（給食後）に着替えを行い、清潔を心掛けます。

4. 保健（健康管理）について

① 園医について

- ・当園では以下の園医にお願いしており、毎年内科検診（2回）、歯科検診（1回）を行っております。
- ・治療が必要な場合には、個別に連絡し治療をお願いしております。

嘱託医	鎌田 恵子 先生	かまたクリニック	流山市南流山3-16-1
嘱託歯科医	齋藤 又次 先生	齋藤歯科医院	流山市南流山1-23-10

② 園内での健康管理について

- ・当園では、お子さんを安全にお預かりするために、以下の方法で健康管理を行っております。

身体測定	毎月	・担任と行います
頭シラミチェック	毎月	・身体測定と一緒にしています
爪の検査	毎月	・身体測定と一緒にしています
検温	午睡後	・乳児クラスのみ
健康観察（視診）	毎日	・担任、看護師で行っています
玩具・保育室の消毒	毎日	・アルコールで消毒しています

③ お子さんの発病について

【ご家庭での発病について】

- ・ご家庭で以下の症状がみられる場合には、登園ができません。
- また、登園前にいつもとは違う様子が見られる場合は、大事を取ってご家庭で様子をみて下さい。
- ☐ 37.5℃以上の熱がある場合
- ☐ 感染症と診断された場合（疑わしい場合）
- ☐ 下痢、嘔吐の症状がある場合
- ☐ その他通常保育でのお預かりが困難と判断される場合（骨折など）

【保育中の発病について】

- ・保育中に発病した場合には、保護者に連絡をして帰宅や通院などの方法を決めさせていただきます。
- ☐ 37.5℃以上の熱がある場合
- ☐ 感染症の疑いがある場合
- ☐ 下痢、嘔吐の症状がある場合
- ☐ その他通常保育でのお預かりが困難と判断される場合（骨折など）

【登園の目安について】

- ・登園の目安として以下の目安を基準にしてください。

発熱	・解熱後24時間が経過しているかどうか
下痢・嘔吐	・下痢、嘔吐の症状が治まってから24時間が経過しているかどうか ・食事が通常通りに食べられるようになっているかどうか
感染症	・受診後、各病気の登園基準を満たしているかどうか （「登園届」「治癒証明書」に記載あり）

【感染症について】

- ・集団生活をしている保育園では、伝染性の病気にかかった時には「学校保健法」に準じて登園停止の指示をしています。症状が回復し医師から登園の許可が下りてから登園可能となります。
- 証明書の必要な病気については、表2「治癒証明書」「登園届」一覧をご確認ください。

※ 表2 「治遊証明書」「登園届」が必要な感染症一覧

要 治 癒 証 明 書	疾 患 名	登園停止期間の基準 ＊以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	・解熱した日を0日として、その後3日間を過ぎてから
	風疹（三日はしか）	・発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	・全ての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	・耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウィルス）	・発熱・のどの赤み・目の充血が消失してから2日を経過するまで
	百日咳	・特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療を終了するまで
	結核	・医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	・症状が始まり抗菌剤による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便でいずれも陰性が確認されるまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	・医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
	急性出血性結膜炎	・医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
要 登 園 届	疾 患 名	登園の目安
	溶連菌感染症	・抗菌薬内服後24～48時間経過してから。ただし治療の継続は必要
	伝染性膿痂症（とびひ）	・皮疹が乾燥しているか湿潤部位が被覆できる程度のものである
	突発性発疹	・解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
	RSウィルス感染症 ヒトメタニューモウィルス	・重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	・解熱後1日以上経過し、普段の食事ができること
	ウィルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ）	・医師から感染のおそれがないと認められた時。 （24時間以内に嘔吐・下痢が無いことを確認してから水分や食事を摂っても下痢・発熱が無く排尿がある）
	マイコプラズマ肺炎	・発熱や激しい咳が治まり全身状態が良いこと
	伝染性紅斑 （りんご病）	・全身状態が良いこと（発疹が出た頃は感染力が消失している）
	手足口病	・解熱後1日以上経過し、普段の食事ができること
	アタマジラミ	・駆除を開始していること
	A型肝炎	・肝機能が正常であること
	B型肝炎	・急性肝炎の場合、症状が消失し、全身状態が良いこと
	単純ヘルペス感染症	・発熱が無く、よだれが止まり普通の食事ができること
	伝染性軟属腫（みずいぼ）	・掻き壊した傷 から浸出液が出ているときは被覆すること
	インフルエンザ 新型コロナウイルス	・発症後5日間を経過し、かつ解熱した日を0日としてその後3日を過ぎてから ※別途、専用紙あり

④ お子さんの怪我について

- ・以下の場合にはお預かりにあたって注意が必要です。

頭をぶつけた	・ご家庭にて頭をぶつけた時は、その後容態が変化したり意識がなくなったりする恐れもあります。打った場所や程度にもよりますが、できる限り安静にすることと、少なくとも24時間はご家庭で様子を見ていただく必要があります。
骨折をした	・骨折後は、まずは医師に集団生活に支障がないかどうかを確認してください。 ・その上で一度保護者の方と一緒にお子さんをお預かりするにあたっての注意点や介助の有無などを確認したうえで、保育園生活が可能かどうかを判断したうえでお預かりを致します。
腕が抜けた (肘内障)	・肘内障はその後もしばらくは抜けやすくなるといわれています。 ・園でも活動によっては様子を見たり注意を払う必要がありますので、ご家庭でなった場合には必ず担任までお申し出下さい。(日にち・部位・受診病院)

⑤ 与薬について

- ・与薬は「医療行為」となりますので、保育園では原則として行うことができません。

また、医師から処方された薬剤に関しては、主治医及び薬剤師の説明を受けてからの処方となります。副作用、食べ合わせ、その日の体調の影響などについてすべて把握して初めて安全に飲ませることができると考えております。

さらには、お預かりした以上あってはならないですが、「飲ませ忘れ」「(こぼしてしまうなどの)与薬ミス」が起こることも十分に考えられます。特に小さなお子さんは嫌がったり吐き出してしまったりと与薬自体が困難なことも多いです。

園としても上記のリスクを踏まえた上で必要なお薬のみをお預かりすることとし、それ以外のものに関してはご家庭での与薬にさせていただくことといたします。

- ・但し、以下の場合に限りお薬をお預かりいたします。

エピペン	・食物アレルギーなどアナフィラキシーショックが生じる危険性のある場合。
持病に伴うもの	・お子さんに持病があり、継続的・慢性的に与薬が必要なもの。
その他医師が必要と判断したもの	・医師が保育中にも与薬が必要と判断したものに限りお預かりを致します。 ・お預かりにあたっては下記書類が必要となります。

- ・飲み薬に関しては、「保育園に通っている」旨をつたえることで朝夕2回などに用量を変更してもらえるものもあります。かかりつけ医にご相談下さい。
- ・風邪薬に関してはお預かりができません。これは、風邪薬が風邪を治すためのものではなく、風邪の諸症状を緩和するためのものだからです。予めご承知下さい。
- ・与薬が必要な場合は、保護者の方に代わって保育園職員(看護師・延長・保育士)が与薬を行わせていただきます。

《お預かりにあたって必要な書類》

与薬依頼書	保護者記載	・4月より書式が変更となります。事務所前の引き出しをご確認下さい。
情報提供書		・薬局や病院にいただく書類です。 ・お薬についての説明書を併せてお持ちください。
薬剤指示書	医師記載	・保育中に与薬が必要と医師が判断した場合には、薬剤指示書に必要事項を記入していただき、署名と捺印をもらってください。

※ 与薬依頼書・情報提供書については新しい薬をもらった場合には再提出をしてください。

※ 上記書類と薬を一つにまとめて提出をしてください。(出し方については重要事項説明を参照ください)

- ・薬は必ず一回分の分量にして職員に手渡しをしてください。
- ・土曜日保育の与薬については、看護師不在及び職員数も少ないためお受けできません。

【蚊の対策について】

- ・夏は虫よけパッチやかゆみ止めパッチなどの使用を希望される方もいらっしゃいますが、当園ではお断りさせていただきます。

（理由）
☑ 虫よけパッチの効能として「蚊」に効くものが少ないため
☑ パッチがはがれてしまい、誤飲などの危険性につながるため

⑤ その他の留意事項について

【アタマジラミについて】

- ・アタマジラミは感染力（繁殖力）がとても強く、子どもたちが集団で生活している保育園などではすぐに広がってしまう可能性があります。
- ・現在のシラミは不衛生にしているため発生しているということではありません。
- ・移動性は極めて低く、アタマジラミは20cm程度しか移動できません。飛んで感染することはありません。布などを経由して感染することがあります。
- ・成虫は、約11.5か月くらい生きますが、人から脱落すると2～3日で餓死します。
- ・アタマジラミは毎月身体測定と一緒にチェックをしています。万が一発見した場合は、以下の対策をお願いします。

● 毎日、お子さんの髪の毛を確認してください。

成虫を見つける事が難しい為、卵を見つけて下さい。卵は一見、フケの様に见えますが、楕円形で頭髮の根本近くに産みつけます。又、セメント様物質で毛にしっかりと産み付けられているので、引っかかる感じがあります。もし卵を見つけたら、適切な対応・処置をお願いします。園にもご連絡ください。

● ご家庭での共用物などにお気を付けください。

頭髮の接触や頭髮に触れたものの共有で人から人へ感染します。
帽子、ヘアゴム、マフラー、ブラシ、衣類、寝具、ベッド、枕、自宅や電車等のソファを介して感染します。
ご家族での共同使用にご注意ください。

● シーツや帽子などを毎日お持ち帰りください。

終息するまでは、シーツを持ち帰った際に洗濯・アイロンがけの徹底をお願い致します。（熱に弱いため）

- ・園内でアタマジラミのお子さんが見つかった場合は、ご家庭でも以下の対策をお願い致します。

集団の中で感染したら、皆で一斉に駆除に取り組みなければ感染を食い止めることはできません。

うつる可能性も移す可能性もあることを承知の上、ご協力ください。

- ① 家庭ではお子さんの頭髮の観察を毎日行い、早期に頭シラミを発見し、早期に対応しましょう。
- ② 上記の物（頭や首に触れる物については、各自専用とし共有する事は避けましょう。
又、専用の物であっても他の物と一緒に置く事も止めましょう。
- ③ シーツや枕カバーには頭シラミが落ちるので、毎日洗濯し、床などには掃除機をかけましょう。
洗濯する前に、熱処理を行うと虫も死滅します。
布団は天日干しか布団乾燥を使用した後に掃除機をかけます。
- ④ 洗髪は毎日しましょう。子ども任せには決してせず、保護者が丁寧に洗髪しましょう。また、すすぎもしっかりしましょう。
※ シラミは後頭部・側頭部・耳の後ろなどにいることが多いので、それらの部位は特にきちんと洗いましょう。

- ・アタマジラミはプール活動ではうつらないとされていますので、プール活動への影響はありませんが、タオルの共用や接触などによって移る可能性もあります。

【熱性けいれんについて】

- ・熱性けいれんを起こしたことのあるお子さんにつきましては、以下の対応をお願いしております。
- ・熱性けいれんとは…

「主に生後6か月60カ月までの乳幼児期におこる、通常は38度以上の発熱に伴う発作性疾患（けいれん性、非けいれん性を含む）で、髄膜炎などの中枢神経感染症、代謝異常、その他の明らかな原因がみられないもので、てんかんの既往のあるものは除外される」

- ・生後6か月から3歳までが多く、1歳代に初めて起こすことが多いとされている。
- ・男児の方が女児に比べて発症しやすいとされている。
- ・熱性けいれんにかかった子のうち、半数以上は一度しか発症しないが、2回目以降も繰り返して発症する子もいる。
☑2回目…25～50%（平均30%）程度　／　☑3回以上…9%程度
- ・2回目以降の熱性けいれんが起こる時期は、最初に発作が起きてから1年以内に再発する例が、2回以上起こる人の70%、2年以内では90%といわれている。
- ・最初に発症した年齢が1歳以内の場合は、その約半数が再発するといわれている。
- ・女の子は男の子に比べて再発しやすい傾向があり、そのなかでも生後13ヶ月未満で発症した経験があると、再発しやすい。
- ・成長に伴って熱の刺激に対する抵抗力が増し、年長時ではけいれんをおこすことが少なくなるといわれている。
- ・また乳幼児でも個人差が大きく、いつも高熱を出すのにけいれんをおこしたことがない子もいれば、たまの発熱でも必ずといっていいほどおこす子もいる。

- ・熱性けいれんは発熱に伴っておこるものとされていますので、熱が上がりにくく前に対応をする必要があります。

つきましては、一度熱性けいれんを起こしたお子さんをお預かりする際には以下の通りとします。

☑ 最後の発症から1年以内は、こまめな検温をしていきます。

※ こまめな検温をすることで熱が上がる前に対応（お迎え）をお願いできるようにするためです。
※ 朝、昼、午睡後、夕方と検温します。

☑ 熱が37.5℃以上になった場合にはお迎えをお願いします。

- ・現在、当園ではダイアアップなどの抗痙攣薬のお預かりはしていません。
- ・医師の診断の上、どうしても預かる必要がある場合にはご相談下さい。

※健康管理については別紙『お子様の健康管理について』を参照ください。

お子さんのお預かりについてのご注意

こんな時はお預かりできません			こんな時はお迎えをお願いします	
☐ 37.5℃以上の発熱がある。 ☐ 昨日までに37.5℃以上の発熱があり、かつその他の症状がある。 ☐ 解熱剤を服用している。 ☐ 感染症発生時に、感染症の疑い症状がある。 ☐ 解熱後、24時間経過していない。	発熱		☐ 38.0℃以上の発熱がある。 ☐ 37.5℃以上の発熱がり、 ・感染症流行時 ・その他の症状がある時	
			※37.5℃を越えた場合には症状をお伝えする為、一度お電話をします。	
☐ 昨日から今日にかけて2回以上出ている。 ☐ 色が白い便が出ている。 ☐ 匂いがきつい。 ☐ 昨日の帰園後から食事が食べられていない。 ☐ 普通便が確認できていない。	下痢		☐ 2回以上下痢が出ている。 ☐ 色が白い便が出ている。 ☐ 匂いがきつい。 ☐ 給食やおやつが食べられない。 ☐ 感染症の疑いが見られる。	
※ 抗生剤などの影響でおなかが緩い場合は除きます。その旨を担任までお申し出ください。				
☐ 昨日から今日にかけて1回以上出ている。 ☐ 昨日の帰園後から食事が食べられていない。 ☐ 顔色が悪い。	嘔吐		☐ 1回以上嘔吐が見られる。 ☐ 給食やおやつが食べられない。 ☐ 感染症の疑いが見られる。	
※ 以下の場合は除きます。 ☐ 吐乳によるもの。				※ 以下の場合は除きます。 ☐ 吐乳によるもの。
☐ 発熱がある。 ☐ とびひ症状が見られる。 ☐ 患部から浸出液が垂れている。 ☐ 感染症発生時に、感染症の疑いがあるような症状がある。	発疹		☐ 発熱を伴う発疹が見られる。 ☐ 患部から出血や浸出液が見られる。 ☐ 感染症の疑いが見られる。 ☐ 受け入れ時より発疹の数が増えてきている。 ☐ お子さんがかきむしるなど保育に支障が見られる。	
☐ 夜眠れていない。 ☐ 呼吸がづらい。 ☐ 食事が取れていない。		咳		☐ 感染症の疑いが見られる。 ☐ 給食やおやつが食べられない。 ☐ 睡眠がとれない。 ☐ 喘鳴がみられる。 (ヒューヒュー、ゼコゼコなど) ☐ 活動に支障が出ている。
※ 気管支拡張テープを貼っている場合はテープに記名をして、必ず担任にお知らせください。 ※ とびひの場合は患部を覆い、浸出液が出ていない状態であれば登園可能です。				

※兄弟児に発熱や下痢などの症状がある場合、病院受診をして感染症ではないと診断されるまでは本人に症状がなくても家庭保育をお願いします。

5. 給食について

当園では、子どもに必要な栄養バランスを考えた献立による完全給食を提供しています。

① 給食の進め方について

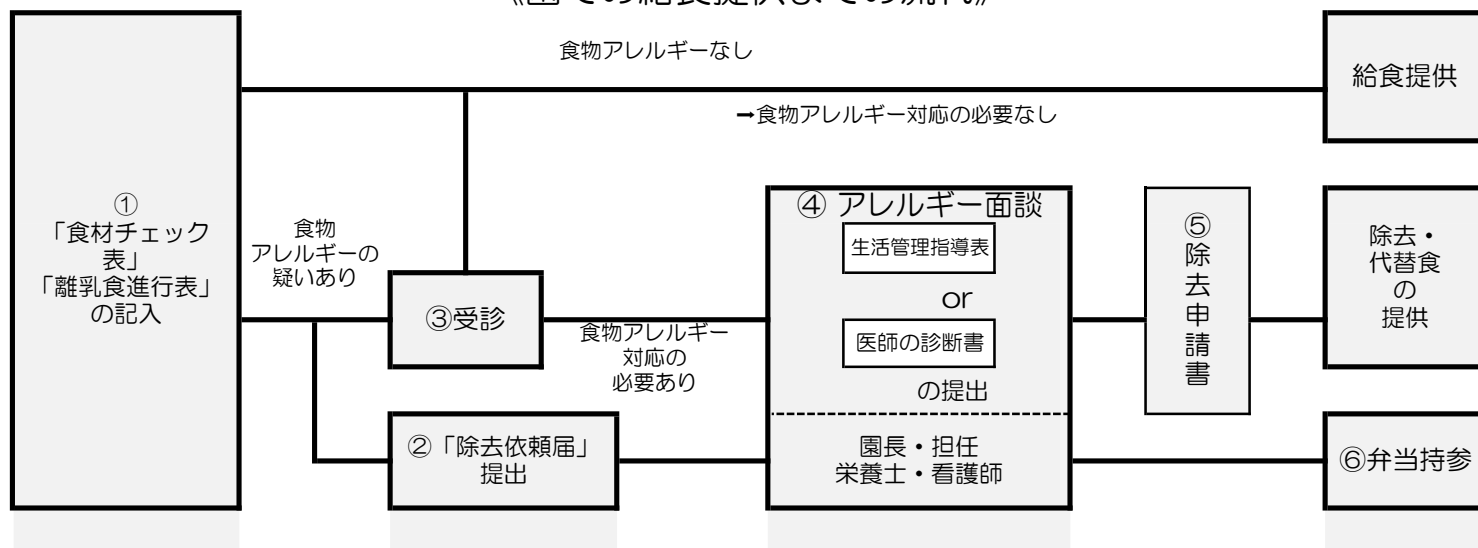
- ・ 保育園の給食は、ご家庭で食べたことのある食材での提供が基本となります。
初めて保育園で食べる食材がないように、所定の『離乳食進行表』・『保育園で使用する主な食材リスト』がございますので、入園前にご家庭でご確認の上ご提出ください。
- ・ 入園時は、担任、栄養士とお子さんの食べ具合などを共有させていただきます。
特に、食物アレルギーがある場合には、担任・栄養士・看護師・園長との面談をさせていただき、お子さんの状態を共通理解し、安全で楽しい食事が提供できるようにご協力をお願いしております。
- ・ 詳細は、別紙『保育園での給食について』を参照下さい。

② 食物アレルギーを持つお子さんについて

【食物アレルギー対応を進めるにあたって】

食物アレルギー対応（除去・代替食提供）を始めるまでには、以下の手順を踏んで頂いてからの対応となります。

《園での給食提供までの流れ》



1 「食材チェック表」「離乳食進行表」の記入

- ・ 園での食事を提供するにあたっては、アレルギー症状を起こしやすい食材を予めご家庭で試して頂いてからのスタートとなります。特にアレルギー源になりやすい（起こしやすい）食材に関しては必ず2回以上試して頂くようお願いをしております。
- ・ 特に離乳食の場合は段階毎に食材の使用が増えてきますので、都度提出が必要となります。

2 「除去依頼届」の記入

- ・ 食物アレルギーが疑われる場合は、正式な診断が出るまでの間の措置として除去・代替食を提供することができます。その際には「除去依頼届」を提出して下さい。
- ・ この「除去依頼届（様式3）」はあくまでも検査・受診をしていただき結果が出るまでの対応となります。
提出後1ヶ月以内に医療機関を受診して頂く必要がございます。

3 医療機関の受診

- ・ 保育所では厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいてアレルギー対応を行っており、給食におけるアレルギー除去・代替食を提供する場合には医師の診断書（生活管理指導表）が必要となっております。
- ・ 受診して頂いた結果をもとにアレルギー面談を行い、必要な対応を進めていきます。

4 アレルギー面談

- ・アレルギー面談は以下の職員と保護者とで行います。…園長（もしくは主任）・担任・栄養士・看護師
- ・アレルギー面談では以下のいずれかの書類を提出して頂き、それに基づいて対応について確認をしていきます。

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」

（様式1.以下「生活管理指導表」と記載）

- ・食物アレルギーにかかわらずアレルギー疾患で特別に配慮や援助が必要な場合にはこの管理指導表の提出が必要となります。園ではこの指導表に基づきながら保育所での個別対応などを進めて参ります。
- ・生活管理指導表は保護者ではなく、医師による記載が必要です。
必ず受診をしていただき、記載をして頂いた上で提出をお願い致します。
- ・生活管理指導表は再評価（再診）が必要です。
生活管理指導表には再評価の欄があります。こちらの期間に応じて再診・再提出が必要となります。
最低でも半年に一回（9月と3月）には再診をしていただきます。

医師による「診断書」

- ・生活管理指導表に記載のない原因食品（※1）での除去が必要な場合には医師の「診断書」が必要となります。

※1：生活管理指導表の「C-15.その他」に類するもの

5 除去申請書の提出

- ・アレルギー面談をした上で、食物アレルギー対応（除去・代替食の提供）が可能と判断された場合には、
「除去申請書（様式2）」を提出していただき、除去・代替食を開始致します。

6 弁当持参

- ・アレルギー面談をした上で、食物アレルギー対応（除去・代替食の提供）が困難と判断された場合には、自宅から弁当を持参して頂く場合がございます。

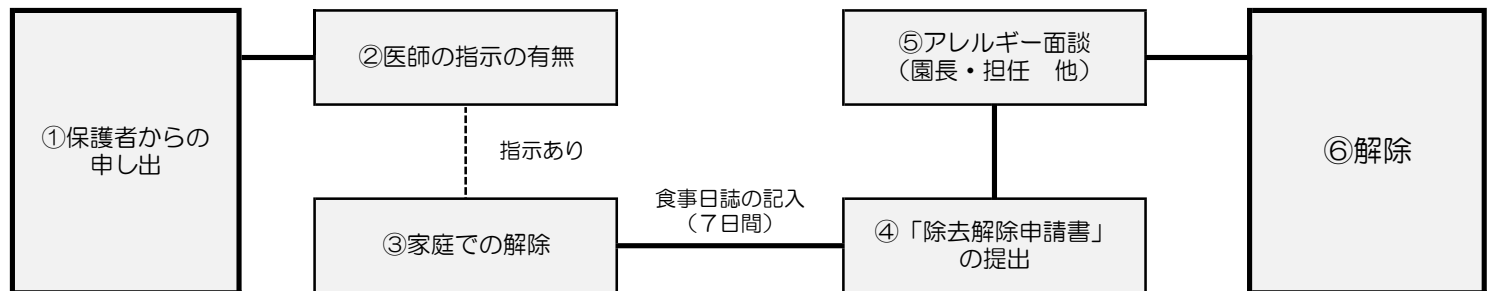
※ 困難だと判断される場合（例）…製造ラインなどでのコンタミネーション不可。

調理器具の共有不可（使用前に洗浄済み）。

原因食材使用の調味料不可（醤油・味噌内の小麦や大豆など） など…

【食物アレルギー対応解除を進めるにあたって】

食物アレルギー対応（除去・代替食提供）を解除するにあたっては、以下の手順が必要となります。



1 除去解除の申し出

- ・園での除去解除を進めるためには、まずは医療機関の受診をしていただく必要があります。

2 医師の指示の有無の確認

- ・医師から解除に向けての指示が認められた場合には、家庭での解除を進めていただきます。

3 家庭での解除

- ・医師の指導のもと、家庭で少量から開始し、複数回（園で提供する原因食材の目安量を少なくとも一週間以上）食べて症状が誘発されなかったことを確認して下さい。
- ・確認の際には、「食事日誌」に症状・摂取量などを一週間（7日間）記入いただき、終了後にアレルギー面談を行います。
- ・確認が見られた場合には「食事日誌」とともに「除去解除申請書」を提出して下さい。

4 除去解除申請書（様式4）の提出

- ・園での提供量を1週間試していただいた上で申請書を提出して頂きます。
- ・解除の際には「生活管理指導表」の提出は必要ありませんが、必ず医師の受診を行ってください。
- ・申請書を元に園長（主任）・担任・（栄養士・看護師）とともにアレルギー面談を行います。

5 アレルギー面談

- ・症状や医師の指示内容などの確認をした上で解除が適当かどうかを判断させていただきます。
- ・申請書を元に園長（主任）・担任・（栄養士・看護師）とともにアレルギー面談を行います。

6 解除

- ・アレルギー食材の除去は「完全除去」となります。
二次製品・加工品などの部分除去はしておりません。
- ・複数の食材での食物アレルギー対応をしている場合、他の食材についての対応が続く場合には、「生活管理指導表」の再提出が必要となります。

【アレルギー面談について】

- ・当園では定期的に、保護者の方と園長・担任・栄養士とともにアレルギー面談を進めて参ります。
- ・面談を通じてお子さんの現在の状況を把握し、より安全にアレルギー対応が進めてゆけるようにしていきます。
○ 面談の時期…9月頃・3月頃・「生活管理指導表」の再評価の時期・必要と判断した場合 他
○ 面談の内容…負荷試験などの治療状況・園での状況・食べられる量の目安の確認・今後について 等
- ・面談はお迎え時に行います。事前に園より面談日の調整・依頼をさせていただきます。

【製造ラインについて】

☑ 製造ラインについては、アレルギー対応の対象からは外します。

製造ラインについても制限が出てしまうと園内で使うことができる食材が限られてしまい、幅広い調理・給食の提供が難しくなってしまいます。そうした理由から製造ラインにつきましては今まで通りアレルギー除去の対象からは外させていただきます。

☑ 製造ラインが不可の場合、個別に面談をして対応を決めていきます。

製造ラインでも食物アレルギー対応が必要な方につきましては、もう一度園長・主任・栄養士も交えての面談をさせて頂き対応について相談をさせていただきます。

※ コンタミネーションについて

- ・コンタミネーションとは「混入」という意味で、食品の製造過程でそのもの自体は使用していないが、同じ工場内の製造ライン上で該当食品を使用している場合などに混入する可能性があることを言います。
- ・当園では今までは製造ラインに含まれる食材に関しましては対象外とし、給食やその他のおやつなどを提供してきましたが、本来であれば提供前に保護者の方の同意及び了承を得ることが必要となってきます。

③ 給食の提供時間について

- ・給食は提供できる時間（喫食時間）が決まっています。

下表を参考にいただき、通院などで遅れる場合には昼食を済ませてから登園するなどご協力をいただく場合がございます。

0歳児	1・2歳児	3歳児～
～11:00	～11:30	～12:00

④ 離乳食について

- ・0歳児クラスでは、離乳食を提供しております。
- ・ゴックン期（初期）～カミカミ期（後期）までの間はミルクを提供しております。
- ・当園では、ミルクは「ほほえみ」（明治）を使用しています。母乳（冷凍含む）はお預かりしておりませんので、予めご了承ください。

⑤ お弁当について

- ・遠足などの園行事の日には、お弁当を持参していただくことがあります。